

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する
意見及びその考え方

（ 意見募集期間:令和4年 11 月 26 日(土)～同年 12 月 26 日(月)
案件番号:145210002 ）

意見提出者一覧
意見提出 2件(法人:2件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	ソフトバンク株式会社
2	楽天モバイル株式会社

意見	考え方	修正の有無
1. ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料に係る規定の整備等について		
意見 1 ● IP網への移行期間中の加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料の算定において、ワイヤレス固定電話に係る通信量等を、加入電話およびメタルIP電話に係る通信量等にそれぞれ合算したものをを用いるものとする本改正案は妥当。	考え方 1	
(改正後の令和4年総務省令第9号附則第6条第3項) ○ 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申(2022年9月20日)において、以下のとおり整理がなされたことに鑑みれば、IP網への移行期間中の加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料の算定において、ワイヤレス固定電話に係る通信量等を、加入電話およびメタルIP電話に係る通信量等にそれぞれ合算したものをを用いるものとする本改正案は妥当と考えます。 ・ IP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当 (p10) ・ IP網への移行期間中、ワイヤレス固定電話の接続料は、加入電話/メタルIP電話と同一の接続料として算定することが適当 (p13) 【ソフトバンク株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 2 ● ワイヤレス固定電話の提供に係る認可等の運用が厳格に行われるよう希望。	考え方 2	
○ ワイヤレス固定電話の提供は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)の趣旨に則り、今般の改正案の概要(別紙1) P4に記載のように、①ユニバーサルサービスである加入電話の提供が極めて不経済になる場合(「山村振興法、半島振興法、離島振興法等の指定地域等であって」、かつ、「加入者密度が18回線/km²未満となる」区	○ 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第5項により、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、原則、自ら設置する電気通信設備を用いることとされており、他者設備の利用は、「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認	無

意見	考え方	修正の有無
域等においてこれを提供する場合)、②災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合、に限り認められるものと認識しております。こうした運用が厳格に行われますよう、どうぞ宜しくお願い致します。 【楽天モバイル株式会社】	められる場合」に限り、例外的に認められていると承知しています。 ○ 現段階では、同法に基づく申請は行われていないと承知していますが、ワイヤレス固定電話の提供に係る認可申請が行われた際には、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和60年郵政省令第23号）第2条の3の規定に基づき、総務省による認可審査が適切に行われると承知しています。	